

西大台地区利用適正化計画（素案）

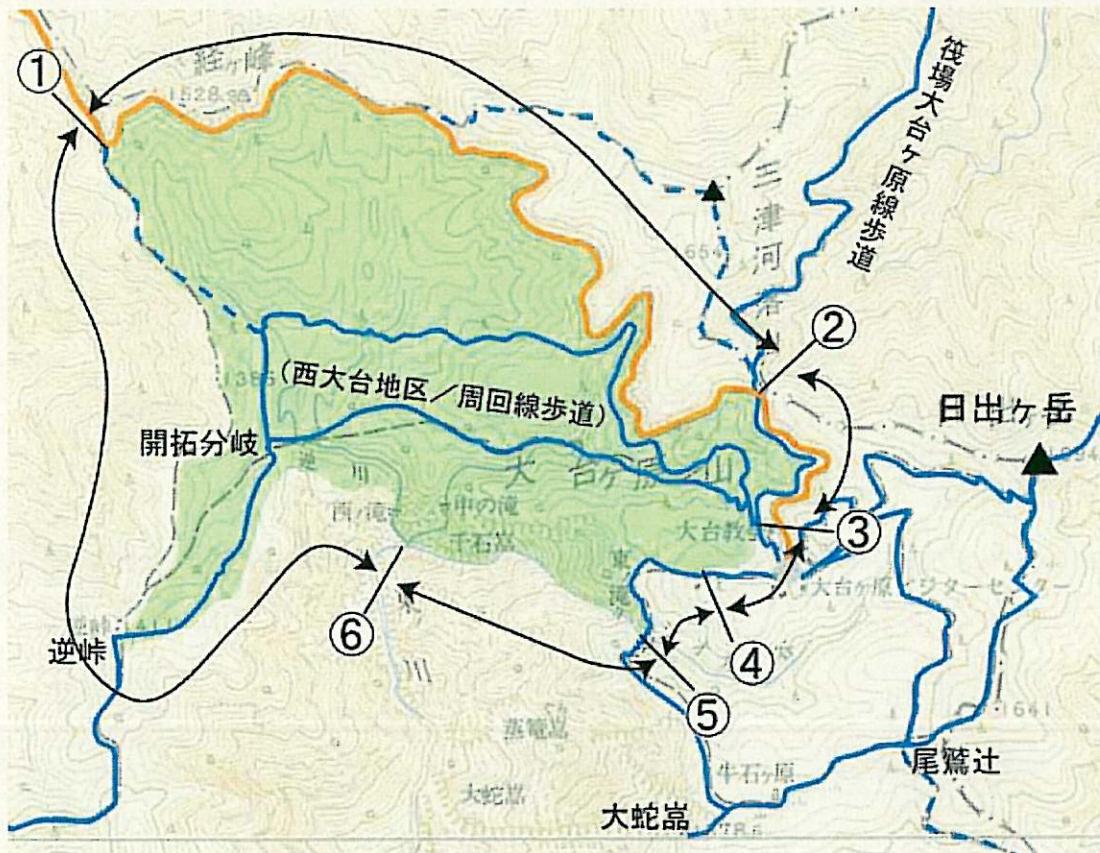
（1）利用調整を行う区域

特別保護地区かつ環境省所管地である下図に示す範囲を設定する。

奈良県吉野郡上北山村小桙の一部（面積：約 450ha）

- ①～⑥ 土地所有界 ⇒ 国有地と民有地・村有地の境界（東ノ川～逆峠～経ヶ峰）
- ⑥～⑤ 河川敷（除）界 ⇒ 東ノ川右岸
- ⑤～④ 道路（歩道）敷（除）界 ⇒ 大台ヶ原周回線歩道を除く
- ④～③ 土地所有界 ⇒ 国有地（環境省）と県有地の境界
- ③～② 道路（歩道）敷（除）界 ⇒ 筏場大台ヶ原線歩道を除く
- ②～① 道路（車道）敷（除）界 ⇒ ドライブウェイを除く

※詳細は別添図面参照



（理由：

- 西大台地区の核心的な自然環境を有する地区。
- より質の高い自然体験を享受することが可能（完全な利用禁止ではない）。
- 利用者の出入りをコントロールし、適切に管理することが現実的に可能。）

※さらに現地にて境界線を確認し、境界管理のため柵、制札等の設置を検討。

(2) 対象とする期間

ドライブウェイ開通期間にあたる毎年4月から11月末の間で年度毎に定める。

(理由 :

大台ヶ原の利用はアクセスであるドライブウェイ（県道）の開通期間にほぼ一致。)

- 冬期に利用を調整する必要性は認められない。
- 期間内は終日、規制の対象となる。

(3) 利用人数の適正化の方法

「1団体あたりの人数の上限」.1)と「1日あたりの総利用者数の上限」.2)の組み合わせを中心に、質の高いふれあい利用の条件を確保する。

(理由 :

特定の時期に集中して入り込むことによる踏み荒らし、歩道の複線化等が問題である他、マナーの徹底等が課題であり、西大台の豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境への影響の生じない利用密度に誘導する必要がある。

このため、現状の利用実態をふまえ上限を設定するとともに、利用動向の変化や自然環境への影響などモニタリング結果をふまえ、年度ごとに設定する。

1) 一定程度の静寂を確保するため、1団体あたりの上限人数を設定

申込み1団体あたり15名までとする

(理由 :

利用実態に即し設定。人の姿が見える範囲、声の聞こえる範囲における同時滞在人数が少ない方がよい。

目安として、

- ・地元団体による自然体験プログラムの実績は1グループ 10~15名前後
- ・西大台の利用者ヒアリングで複数の利用者から聞かれた理想的な数値は10名程度
- ・小笠原諸島南島でガイド1人が担当する利用者人数の上限は15名
- ・ツアーバスの最小催行人数に複数の団体で18名を採用などが参考となる。

2) ピーク時の自然環境への影響を軽減するため、1日あたり立入り人数の上限を設定

現状の利用動向やピーク時の入込み人数を目安として上限を設定する。

(理由 :

西大台の自然環境の保全・再生のために必要な制限人数を科学的に立証することは困難であり、モニタリング結果を踏まえ年度ごとに見直すことを想定して設定する。

3) その他の上限の設定

特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することも考えられるほか、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定する方法もある。

【参考】17年度カウンター調査結果（4/28～11/30 ※10/31除く）

- ・総入込み人数：5,016人（206日間）
- ・1日あたり平均入込み人数：24人
- ・1日あたり最大入込み人数：計169人（17年5月3日（火・祝））
- ・1日あたり入込みが100人を超えた日数：計9日

ただし、平成17年度は週末の悪天候等により最近数年でみると総入込数は少なめ。

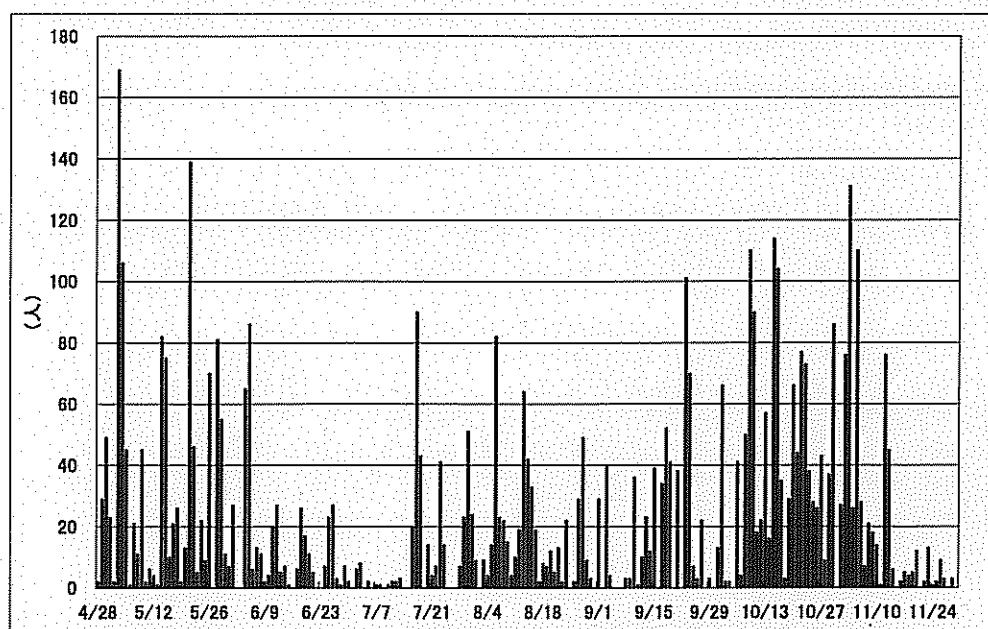


図 西大台1日あたり利用人数
(平成17年4/28～11/30、カウンター調査による)

表 西大台1日あたり利用人数の上位20日(平成17年4/28～11/30)

順位	日付	曜日	人数	順位	日付	曜日	人数
1	05/5/3	火・祝	169	11	05/10/10	月・祝	90
2	05/5/21	土	139	12	05/6/5	日	86
3	05/11/3	木・祝	131	13	05/10/30	日	86
4	05/10/15	土	114	14	05/5/14	土	82
5	05/10/9	日	110	15	05/8/6	土	82
6	05/11/5	土	110	16	05/5/28	土	81
7	05/5/4	水・祝	106	17	05/10/22	土	77
8	05/10/16	日	104	18	05/11/2	水	76
9	05/9/23	金・祝	101	19	05/11/12	土	76
10	05/7/17	日	90	20	05/5/15	日	75

一方、量のコントロールだけでなく「利用の質の向上がはかられれば量が増えても問題ない」という意見もあり、注意事項の徹底等による質の面からの効果とあわせて考える必要。

【人数の上限の検討】

集中による混雑の緩和の観点から、たとえば、都市施設の計画標準であるピーク日から30番目程度の値として、

- 50人（1日あたり）を採用した場合、年間を通して利用者の約2割が他の日へ誘導する必要。
→5,016人のうち1,124人（22%）

特に利用の集中する時期について規制することとし、大台ヶ原の利用特性である2.5季型のピーク日最大利用者／年間利用者数1/50の値として、

- 100人（1日あたり）を採用した場合、利用者の約4%が他の日へ誘導する必要。
→5,016人のうち184人（4%）

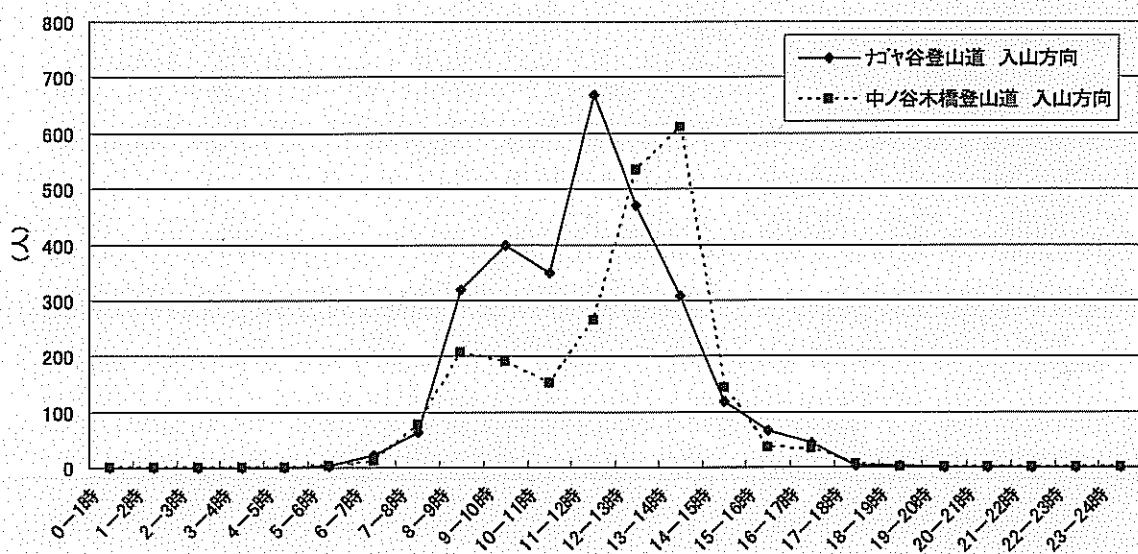


図 西大台の入込者数の時間変動（平成16.11, H17.4～11 カウンター記録）

(4) 利用方法に関する規定

1) 注意事項の周知徹底

- ・禁止事項や利用のガイドラインについて、事前レクチャー等により利用規則、安全のための情報を周知徹底とともに、大台ヶ原の自然・文化・歴史情報の提供を推進する。

○周知徹底の方法

- ・事前の認定手続きの際、認定書とともに郵送される「入山心得(仮称)」を配布。
- ・出発前にビジターセンターにおいてレクチャーを受講。
- ・その他、各機関の協力により交通機関の拠点等において実施も検討。

○その他

- ・駐車場以外（小処温泉方面等から）、時間外の立入り者などについて要検討。
- ・過去の受講経験について要考慮。
たとえば、受講有効期限を1年間とし、有効期間内は免除するなど。
- ・一定の講習を受けた公認のガイドなどについて簡易な方法とすることも可能。

2) 管理者（ガイドなど）等の同行

- ・地域の自然を熟知したレベルの高いガイドの同行により質の高い利用が図られることがのぞましい。
- ・登山利用や通過利用などの利用形態があることを考慮する必要がある。
- ・また、現状で大台ヶ原においてガイド制度は未整備であり、制度の整備や人材育成のため一定の期間が必要である。
- ・認定基準に管理者等の同行を位置づける場合、既存のガイド等制度も踏まえ、公平性に配慮する必要がある。
- ・当該地域に求められるガイドの資質は、既設の試験、資格等で一般的に求められていること（地形、気象に関する知識や技術、経験、リスクマネジメント、コミュニケーション能力等）のほか、西大台の自然や大台ヶ原における利用のあり方など地域に関する理解が不可欠。

(5) 管理運営体制

1) 受付の方法

自治体、関係団体、NPO、地区代表者等の組織が指定認定機関として管理運営

- ・地元の既設団体もしくは新設団体を想定。

原則として事前受付に限る（郵送または電子申請）

ただし、人数の上限に達していない場合など対応可能な範囲で当日受付も認め
る。

- ・申請受付を開始する期日を設定する。
例) 立入りする日の2ヶ月前から。
- ・一定期間前までに事前に申請を行い認定を受けることとする。
例) 1週間前までに。
- ・1回につき1,000円を上限として認定事務手数料を事前に徴収する。
- ・所定の期日の時点（たとえば1週間前など）で人数の上限を超えた場合、抽選
を行うなど公平を期する必要。一方、利用形態（ガイド付き）等による優先順
位づけも検討。
- ・認定基準に適合した場合、認定証を発行し、郵送する。
適合しない場合（上限に達していた場合等）、認定されない旨の通知を行う。
- ・認定は1日単位で行うものとし、認定証には日時を明確に刻印する。
- ・認定者に対しては、利用調整地区内において常に見えやすい位置（体の一部）
に認定証を掲示しておくことを義務付ける。

2) 巡視

環境省、大台ヶ原ビジターセンターを中心に巡視体制を確立する
協議会構成員はそれぞれの役割に応じ実施に協力

（理由：

ビジターセンターを拠点として環境省（公園管理者、土地所有者）が主体と
なり対応。協議会構成員が役割に応じ協力。

なお、手続きを行わない立入り者、虚偽や不正により認定を受けた者に対し
て罰則がある。

- ・協議会全体の取組みとしては年に数回合同パトロールの実施などを想定。
- ・ガイド同行の場合、ガイドに一定の役割を持たせることも要検討。

(6) モニタリング

大台ヶ原自然再生評価委員会による評価・検討

大台ヶ原自然再生推進計画の「新しい利用のあり方推進」の取組みとして実施するものであり、これまでの調査により蓄積されたデータ等を活用できる。

(6) その他

- ・地元を中心にガイド制度の導入を目指し、ガイドを斡旋する仕組みを整える。
- ・西大台や利用調整地区を紹介するパンフレットや必要な施設の整備を行う。

別紙

利用調整地区（案）

- ①—⑥ 土地所有界
河川敷(除)界
- ⑥—⑤ 歩道敷(除)界
土地所有界
- ⑤—④ 歩道敷(除)界
車道敷(除)界
- ④—③ 土地所有界
- ③—② 歩道敷(除)界
- ②—① 車道敷(除)界

